

△業界情報▽

ゴルフインストラクターら、千人以上が被害か

ゴルフ関連IT会社から契約した広告代振り込まれず
IT会社は震災等で売上激減、1年間の猶予等を提案

横浜でゴルフフェアが開催されていた中、東京では3月26日にプロゴルフ協会等にも加盟するゴルフのインストラクターなどが結集し、ゴルフ関連IT会社と契約で、信販会社とトラブルになっているとして被害者の会を結成する騒ぎとなっている。

IT会社は、ゴルフスイングのモーションアナライザー等の機器やソフトを販売している(株)ゴルフスタジアム(GS、堀新社長、東京都港区浜松町、Tel5776・0505)。同社はゴルフショップや練習場、インストラクターらに無料でホームページを制作する一方、300万円以上の同ソフト購入を働きかけ、信販会社と分割納入の契約を結ぶが、信販会社への月々の支払いはGS側がインストラクター等のWEBページに広告を掲載し、その広告費が充てられるので金銭負担は生じないはずだったという。それが2月末に広告費の支払いが滞り、被害者らが信販会社に自ら支払う必要が生じて、生活の破綻危機と問題となった。

そこで相談を受けた、ゴルフジャーナリストでもある西村國彦弁護士が「ゴルフスタジアム信販問題被害者の会」

（事務局Ⅱさくら共同法律事務所、TEL5511・4403）を発足。同弁護士はGSと信販会社が連携して破綻が予想された疑いがあるとして、支払いの停止を求めて信販会社と交渉することになったという。27日にはNHKで同問題が放映されたこともあり、すでに200名以上がLINEで連絡を取り合っているという。同事務局によれば、1400名程度が契約していたものとみられ、被害額も10億円以上にのぼるようだ。

本紙の取材に対し、堀社長は「10年近く行ってきた事業でピーク時は広告代も余分に出せていた。それが震災で広告代が激減。広告代が出せなかったのは私共の不徳の致すところ。信販会社のローン支払いは契約者との関係といわれるかも知れないが、私共の業容がある程度回復するまで1年間減額をお願いしたい」と説明。3月24日付けで契約者に送った手紙には「信販会社への支払いを1年間停止し、弁護士との交渉で減額する」手法も提案しているという。同社が確認している契約者は1000名以上で、ローン残額は40億円程度と認識しているという。

問題は弁護士を入れて信販会社に減額を要求した場合、いわば私的整理に当たり契約者の信用にも影響することだ。その意味で被害者の会での交渉に注目される。

GSのホームページによると、2004年に㈱アソボウ

ズよりゴルフ部門が分離・独立して設立。JPGAと提携した事業や有名プロのゴルフアカデミーも行った実績があり、ゴルフ場割引情報のフリーマガジンや組売りゴルフチケット「ごるちケ！」の事業、ゴルフ用品やゴルフ場ネット予約のゴルフ三昧、e-golfも買収して業容を拡大していた。